

院外処方箋の「一般名処方」について

「一般名処方」とは

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）が存在する医薬品について、一般的名称（成分名）で記載された院外処方のことです。

一般名処方の記載例

【般】□□□□□ 錠 △△ mg

- ・一般名処方された薬は、これまでと同様に先発医薬品または後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選んで調剤されますが、医薬品の供給状況によっては、これまでと異なる薬に変更になることがあります。
- ・一般名処方により、保険薬局では上記のような対応を柔軟に行うことが可能となるため、当院におきましては引き続き、院外処方箋の一般名処方を推進いたします。

信州大学医学部附属病院長

